

平成27年 3月12日（木）12時30分～ 17時45分
ウィルあいち

愛知県 在宅医療連携拠点推進事業 成果報告会 情報提供

独立行政法人 国立長寿医療研究センター
在宅連携医療部



Copyright © 2014 Department of Home Care Coordinators,
National Center for Geriatrics and Gerontology All Rights Reserved.

次年度からの 地域支援事業 【在宅医療・介護連携推進事業】実施において重要なこと

- ① 地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業は8タスクすべてが委託可能に変更
- ② 【在宅医療・介護連携推進センター】の名称は自由な名称の設定可使用しなくてもよい、と変更
- ③ 24時間365日の在宅医療提供体制についても、【切れ目のない在宅医療と介護の提供体制】の構築推進へと変更
- ④ 市町村自治体の主体的かかわりを持って、「実施している」とみなす





Copyright © 2014 Department of Home Care Coordinators,
National Center for Geriatrics and Gerontology All Rights Reserved.

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

<p>(ア) 地域の医療・介護の資源の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化 ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査 ◆ 結果を関係者間で共有 	<p>(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報共有シート、地域連携バス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援 ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用 	<p>(キ) 地域住民への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催 ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発 ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等 
<p>(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討 	<p>(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。 	
<p>(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進 	<p>(カ) 医療・介護関係者の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得 ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等 	<p>(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

在宅医療・介護連携推進事業について
 (2015) 厚生労働省 老健局 老人保健課, P 12. <http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/pdf/jinzaiikusai/2014/0301festa/1a.pdf>

在宅医療・介護連携推進事業の背景

- 医療と介護については、それぞれを支える保険制度が異なることや、多職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできていないことなど、必ずしも円滑に連携がなされていないという課題がある。
- 在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援については、これまで、厚生労働省在宅医療連携拠点事業委託費を活用した在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、地域医療再生臨時特例交付金を活用した在宅医療連携推進事業（平成25年度～）において実施されてきたところであるが、これらの成果を踏まえ、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業における在宅医療・介護連携推進事業として位置づけ、全国的に取り組むこととなった。
- 具体的には、市区町村が地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と協力して、（ア）から（ク）の取組を実施することとする。

【在宅医療・介護連携推進事業の手引き（案）平成27年2月9日版】

<p>在宅医療・介護連携推進事業の手引き (案) Ver.1</p> <p>厚生労働省 老健局老人保健課 平成27年2月9日</p>	<p>目次</p> <p>一 在宅医療・介護連携推進事業の背景及び手引きの基本的考え方</p> <p>二 在宅医療・介護連携推進事業の具体的取組について</p> <p>→ 【目的】【ポイント】【実施内容・実施方法】【留意事項】</p> <p>(ア) 地域の医療・介護サービスの把握</p> <p>(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</p> <p>(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進</p> <p>(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <p>(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援</p> <p>(カ) 医療・介護関係者の研修</p> <p>(キ) 地域住民への普及啓発</p> <p>(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p>	<p>★平成27年度以降取組を開始し、平成30年4月には全国の市区町村で取り組む</p> <p>★市区町村が在宅医療・介護連携推進事業を円滑に実施できるように、手引き（案）を作成</p> <p>★本手引き（案）は、市区町村における取組の参考</p>
--	---	--

http://www.miyakopa.jp/image/A1CCACCC5BAA1CD6FCCCF4B6C8C8AFC2E8360B9E6_C3CFB0E8BBD9B1E7BBF6B6C8A4CBA4AAA4B1A4EBBADFC2F0B0E5CEC5A1A6B2F0B8EECA2B7C8BF4BFCABF6B6C8A4CEBCEAB0FAA4AD%28B0C6%29A4CBA4C4A4A4A4C6.pdf

在宅医療・介護連携推進事業について
 (2015) 厚生労働省 老健局 老人保健課, P 8. <http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/pdf/jinzaiikusai/2014/0301festa/1a.pdf>

在宅医療・介護連携推進事業 手引き案(概要)

一. 在宅医療・介護連携推進事業の背景及び手引きの基本的考え方 (P1~)

- 2025年を目処に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが必要。
- 市区町村は平成27年度以降在宅医療・介護連携推進事業に係る取組を開始し、平成30年4月には全国の市区町村で主体的に取り組むことが求められる。
- 手引きは、市区町村が在宅医療・介護連携推進事業を円滑に実施できるように参考として提示するもの。

各事業の具体的な内容

二. 在宅医療・介護連携推進事業の具体的な取り組みについて (P3~)

—【目的】【ポイント】【実施内容・実施方法】【留意事項】—

【事業項目】

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| (ア) 地域の医療・介護資源の把握 | (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 |
| (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | (カ) 医療・介護関係者の研修 |
| (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 | (キ) 地域住民への普及啓発 |
| (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援 | (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携 |
- 地域の実情や(ア)から(ク)それぞれの取組の専門性に鑑みて委託が可能。
 - 複数の市区町村による実施が効果的・効率的であると考えられる場合は、共同実施が可能。

三. 在宅医療・介護連携推進事業の実施にあたっての留意事項 (P21~)

- 在宅医療・介護連携推進事業の各取組である(ア)から(ク)までの全ての事業項目を実施
- 市区町村において、既に在宅医療・介護連携推進事業の(ア)から(ク)のそれぞれについて、同様の取組が実施されている場合は、当該取組を実施していると考えて差し支えない。

四. 都道府県の役割について (P23~)

- 都道府県は、先行事例や好事例の整理・共有、都道府県が把握しているデータの提供、人材の育成、広域的に実施することが効果的な研修や普及啓発の実施、関係市区町村の調整など、市区町村を積極的に支援。

在宅医療・
介護連携推
進事業につ
いて
(2015)
厚生労働省
老健局 老
人保健課
P
9.<http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/pdf/jinzaikusei/2014/0301festa/1a.pdf>



医療政策の方向性

在宅医療における最大の課題

- 1) 医療提供体制における資源の整備 = 地域医療ビジョン
(在宅医療を提供する医師の不足、看護師の不足
人的、物的資源の配置と医療アクセスの均等化 等)
→医療政策
- 2) 地域包括ケアの視点における在宅医療と病院との連携
→介護政策へ移行
- 3) 地域包括ケアの視点における在宅チーム医療の形成推進
→介護政策へ移行



Copyright © 2014 Department of Home Care Coordinators,
National Center for Geriatrics and Gerontology All Rights Reserved.

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

※もとは (ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、地図又はリスト化
さらに連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査した結果を、関係者間で共有、住民にも公表等



地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
結果を関係者間で共有

住民への情報提供が外れているが、
優先順位 ①在宅医療・介護関係者
②地域住民



Copyright © 2014 Department of Home Care
National Center for Geriatrics and Gerontology

(イ) 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討

※ (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

地域の医療機関・ケアマネジャー等介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等を協議等



地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

- 協議から検討に変更
- 現状把握や取組みへの理解を優先
- 他の取組みにおける検討の場として位置づけ
- 地域ケア会議など既存の会議の場を活用することも可能と明記



Copyright © 2014 Department of Home Care Coordinators,
National Center for Geriatrics and Gerontology All Rights Reserved.